

## 「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づく主な取り組み(令和元年度)

### 1 外国籍住民の人権

#### (1) 情報提供

- ・ 大阪に滞在・在住する外国人を対象に、ホームページ「大阪生活ガイド」において、緊急時の対応、各種手続、日常生活に関する情報を多言語のほか、やさしい日本語により提供しています。
- ・ また、中央図書館においては「外国資料コーナー」を設置し、外国語図書・雑誌・新聞等の資料を収集、提供に努めています。
- ・ その他、HPなどで多言語のほか、やさしい日本語による情報発信を行っています。

#### (2) 相談体制の整備と充実

- ・ 外国人住民特有の状況について十分理解し、外国人住民からの相談に的確に対応するため、多言語による市政・区政相談、法律相談等の実施や、トリオフォンを使った外国語による相談対応、ホームページでの「やさしい日本語」による相談窓口の案内など行っています。
- ・ また、外国人住民が日常生活で直面する不便や悩みを解消するための「一日インフォメーションサービス」においては、外国人住民の生活一般に関わる相談および情報提供に 10 言語で対応するほか、電話相談も実施しました。
- ・ 平成 31 年度 4 月より音声翻訳 11 言語、テキスト翻訳 30 言語に対応した翻訳アプリ「VoiceBiz」を試行導入し、区役所を中心に複数所属で利用しており、検証を進めています。

#### (3) 公的年金

- ・ 日本年金機構作成の国民年金制度説明用パンフレット(14 言語)を区役所に設置するなどし、国民年金の加入促進を図っています。また、制度的無年金者となっている在日外国人を救済するため、国の年金制度による救済が図られるまでの代替措置として給付金を支給するとともに、国に対し、関係機関を通じて要望を行っています。

#### (4) 高齢者

- ・ 介護保険制度の周知のため、利用にあたっての必要な事項を掲載したパンフレット(英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)を作成し、制度内容の各々に対する理解を深めていただくなど、必要な広報・周知を図っています。またホームページで、介護保険制度周知パンフレット外国語版の内容を掲載するなど情報提供しました。

#### (5) 障害者

- ・ 知的障がいのある方とその家族の方々などのための制度や施設等をやさしい日本語を使った冊子(“はーとふる”ガイド)で紹介しています。

## (6) 児童、母子・父子

- ・ 児童・母子・父子の福祉制度について、男女共同参画センター子育て活動支援館において、トリオフォンを活用し、多言語による電話相談を実施しました。また、「子育ていろいろ便利帳」に4言語によるページを設け、情報提供に努めるとともに、同ページをホームページに掲載し、周知しました。
- ・ 大阪市内の就学前施設等の職員を対象とした研修会において、人権保育及び多文化共生保育をテーマとした研修を実施し、多文化共生についての理解を深め、保育内容の充実を図っています。

## (7) 女性、ドメスティック・バイオレンス(DV)

- ・ 大阪市配偶者暴力相談支援センター及び各区保健福祉センターにおいて、被害者への相談・一時保護・自立支援への取組を行っており、母国語による支援を必要とする外国人住民からのDV相談においては、通訳者を派遣しました。また、各区DV施策担当職員等を対象として、外国人特有のDV被害について理解を深め、相談業務のスキルアップを図るための研修を実施しました。
- ・ 多言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語)によるDV啓発チラシや、やさしい日本語によるホームページを作成し、DV防止法や相談窓口などの情報提供を行っています。

## (8) 保健

- ・ 結核について、感染症法で結核定期健康診断の実施が定められている学校や、その対象者以外の日本語学校の学生に対して、結核健診を実施し、また、パンフレット(10言語)により正しい知識の普及啓発を行っています。
- ・ エイズについて、大阪府と共同で多言語による外国籍住民エイズ電話相談を実施し、また、市ホームページによる外国語 HIV 検査案内、トリオフォンを用いた簡易通訳による相談窓口の設置により正しい知識の普及啓発を行っています。

## (9) 医療

### ①医療保険

- ・ 国民健康保険制度等について、外国人向けパンフレット「大阪市国民健康保険のご案内(6言語)」を作成し、各区保険年金業務担当において、パンフレットを活用し加入手続き等の説明を行っています。

### ②医療救急

- ・ 救急現場で使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録し、外国語による音声と画面の文字により円滑なコミュニケーションが可能となる救急現場用の多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」

や、通訳を要する方と救急隊が、スマートフォンの画面上に表示された各外国語と日本語の症状等を交互にタップしコミュニケーションをとる救急多言語問診アプリを運用しています。

## (10) 防災

- ・ 防災知識・情報について外国語による広報の充実を図るため、大阪市ホームページにおいて、防災に関する情報について、多言語による情報提供のほか、「やさしい日本語」によるお知らせを行っています。また、「避難所開設・運営ガイドライン」に外国人避難者への対応時に活用するための多言語の掲示物や避難所生活ガイドを掲載しました。
- ・ 広域避難場所には、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを表示した案内板を設置し、広域避難場所にいたる避難経路上には広域避難場所への誘導標識を設置しています。また、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す案内板を設置し、表示は避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現するとともに、多言語標記することで、外国籍住民への周知を図っています。

## (11) 住宅

- ・ 大阪府をはじめ関係行政機関や関係団体等と連携・協力して、入居差別の撤廃に向けた啓発を進めています。
- ・ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅で、一定の登録基準を満たした住宅を「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」として登録し、また、法に基づく居住支援協議会として大阪府や不動産関係団体等と連携して設立した Osaka あんしん住まい推進協議会において、住宅確保要配慮者・賃貸人双方への情報提供・相談等の取り組みを進めています。
- ・ 住まい情報センターでは、やさしい日本語による施設案内、住まいに関する相談（大阪国際交流センターとの連携によりトリオフォンを活用し多言語対応）を実施しました。

## (12) 雇用

- ・ しごと情報ひろば等の就労相談窓口において、やさしい日本語や ICT 機器の活用、語学力のあるスタッフの配置などにより多言語対応を実施し、求人情報のほか就職に向けた情報提供等支援を行っています。
- ・ 外国にルーツのある中学生におけるキャリア教育の充実として、帰国・来日等の生徒に向けた進路ガイダンスを実施することにより、自ら進路選択できるよう情報提供に努め、あわせて、公立高等学校へ進学した外国人生徒と交流する機会を設けることにより、生徒がロールモデルにより将来への展望を描くよう努めています。
- ・ 進路情報の活用や進路相談を通して、自己の適性などをふまえた進路選択ができるよう指導し、特に、ハローワークなど関係諸機関との連携を密にすることで求人企業とのミスマッチを防ぐとともに、事業所における公正採用の啓発に取り組みました。

## 2 多文化共生社会の実現

### (1) 国際理解教育

- ・「大阪市教育振興基本計画」の重点施策の一つに『国際社会において生き抜く力の育成』を掲げ、各学校において、学校・学級に在籍する児童・生徒につながりのある、我が国と関係の深い国、さまざまな国の言語、文化を取りあげての学習など、多文化共生教育を推進しました。
- ・ネイティブ・スピーカーを各中学校区及び高等学校に配置し、教員とのティーム・ティーチングを通して、生きた英語や多様な文化に触れる機会を拡充し、また、ネイティブ・スピーカーとともに集中的に英語を活用する体験イベント(イングリッシュ・デイ小学生の部、中学生・高校生の部)を実施しました。
- ・北区において、区内に在住するアメリカ出身の講談師を地域人材として北区内の各小学校へ紹介し、児童に対して英語による講談を実施しました。
- ・都島区において、中学生を対象に海外の学生とコミュニケーションを図る事前学習会と Web 交流会を開催、小学生を対象に外国人とコミュニケーションを図る英語体験活動を開講しました。
- ・東成区において、児童・生徒の国際理解の推進を図ることを目的として、区内小中学校でJICA((独法)国際協力機構)等との連携により、海外でのボランティア経験者等による出前講座や来日中の海外技術研修員との交流を実施しました。
- ・外国につながる子どもに対して、日本語指導、教育相談、母語・アイデンティティの保持伸長のため、専門性を有した指導員・支援員を活用した新日本語システムの導入や多文化共生相談ルームの新設などを行っています。

### (2) 在日韓国・朝鮮人の子どもの教育

- ・「民族学級」「民族クラブ」「国際理解クラブ」等の名称で、在日韓国・朝鮮人児童生徒を中心として、子どもたちや保護者の願いを受け止め、各学校において、児童生徒が自らのアイデンティティを確立するとともに、豊かな国際感覚を身につける取組を進めてきました。現在は「国際クラブ」と統一し、韓国・朝鮮や中国、フィリピンをはじめ、多様な国につながる児童生徒が自己のアイデンティティを育めるように活動を広げています。
- ・中国学級やフィリピン学級など新しい国際クラブを展開し、外国につながる子どもに対する母語・アイデンティティの保持伸長のための活動を進めています。

### (3) 帰国・来日等の子どもの教育

- ・教育委員会事務局に相談窓口を設置し、教育相談を行っています。また、日本語指導協力者を配置し、日本語指導が必要な小学校3年生以下の児童に日本語指導の補助を通して、教職員への助言・援助に当たっています。
- ・「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」において、日本語指導及び学校生活への適応等に関する教育相談にあたり、また、日本語指導が必要な小学校4年生以上の児童・生徒に日本語指導及び適応指導を行っています。

- ・浪速区内の市立小・中学校に在籍する外国につながる児童・生徒のうち、特に日本語の指導が必要とされる児童・生徒に対して、教職員と連携しながら、授業中や放課後等に当該児童・生徒への学習補助や通訳等を行うサポーター(浪速区日本語サポーター)を配置しました。
- ・中央区内の市立小・中学校に在籍する外国にルーツをもつ児童・生徒のうち、学習面で特に支援が必要とされる児童生徒に対し、教職員と連携しながら、教科学習の補助等を行うため、外国籍児童生徒サポーターを配置し、必要な学習支援を行っています。

#### (4) 中学校夜間学級

- ・中学校夜間学級については、入学希望者が求めるニーズの多様化が進んでいることから、大阪府教育庁及び府内の中学校夜間学級を設置している市町村教育委員会と連携し、教材および指導方法について検討し、教育活動の充実を図っています。

#### (5) 大阪市外国人教育研究協議会の充実

- ・大阪市外国人教育研究協議会と連携し、中国語弁論大会を実施しました。

#### (6) 教職員研修等の推進

- ・すべての教職員がさまざまな人権問題の課題解決に向けて、教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権感覚の醸成を図ることや実践的な指導力を備えることが必要であるため、関係機関との連携のもと、今日的な人権課題に沿った研修や若手教員への人権教育の継承と資質向上のための研修を実施しました。特に在日外国人教育や国際理解教育については、講演会や研修会を通して、多文化共生の教育・国際理解教育を推進するための資質の向上を図っています。

#### (7) 外国人学校への支援

- ・外国人学校との交流

外国人学校近隣の小中学校が、毎年、生活科・社会科の地域学習や総合的な学習の時間、部活動等において、学校施設・授業見学、音楽・スポーツ・文化交流等、定期的に学校間交流を行っています。

#### (8) 日本語の学習の機会や場の提供

- ・国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し、市民ボランティアの協力のもとで識字・日本語教室を開設し、日本語の読み書き、会話等の学習機会を提供し、社会参加促進を図っています。
- ・また、識字・日本語ボランティア養成講座等を通して、識字・日本語にかかわる支援者の養成・研修も行っていきます。

### **(9) 国際理解・交流の促進**

- ・身近な国際交流のあり方や多文化について考える講演会、演奏会など、異文化への理解を深めるプログラムを企画し実行しました。また、英語、中国語、韓国・朝鮮語により地域で子ども達に絵本を読む活動を行っているボランティアを招き、「いろんなことばのおはなし会」として、子どもでも楽しく世界の文化に親しんでもらえるような企画運営を行っています。

### **(10) 留学生への支援**

- ・本市や他の関係団体等が提供するボランティア活動等の情報や、留学生にとって有益な情報をホームページで発信することにより、大阪に関心を持ってもらい、留学生と市民が協働、交流する機会を提供しました。
- ・また、本市の各区役所等が実施するイベントに、留学生がボランティアとして参画できる機会の提供や、起業をめざす留学生等にとって有益な内容のセミナーを開催しました。

### **(11) 啓発の推進**

- ・外国籍住民をめぐる問題をテーマとした啓発冊子の作成や映像ソフト等を購入し、大阪市関連施設での配布や広く市民等への貸し出しを行い、啓発活動に取り組んでいます。

## **3 地域社会への参加**

### **(1) 地域活動への参加**

- ・「アイハウス de 多文化体験」として、外国人住民自らが企画した内容で自国の文化(言葉、舞踊、料理など)を紹介する多数のプログラムを実施する場を提供し、そこに参加する地域住民(日本人、外国人含む)と交流する機会を提供しました。
- ・各区の国際交流に寄与する各種取組み等の情報を収集し、必要な言語に翻訳して区役所支援を行うとともに、(公財)大阪国際交流センターの広報媒体を通じて全市に発信しました。

### **(2) 市政への参加**

- ・令和元年度には、大阪市内在住の18歳以上の外国人4000人を対象に、大阪府と共同で「大阪市外国人住民アンケート調査」を実施しました。

### **(3) 公務員への採用**

- ・外国籍住民の方々が、地域社会に貢献し得る機会を提供するため、本市職員採用試験への受験機会を十分活用できるよう、公務員の任用に関する国の見解を踏まえつつ、外国籍の方々の採用機会を拡大してきました。また、試験実施内容等について周知の充実も図っています。

## 4 外国籍住民施策の推進

### (1) 行政の推進体制の整備

- ・ 大阪市多文化共生指針(素案)の検討にあたり、多文化共生施策にかかる有識者から意見を聴取しました。

### (2) 職員研修の拡充

- ・ 外国籍住民をめぐる問題について理解を深め、国際化社会に対応しうる人権感覚を涵養するため、「外国籍住民をめぐる問題」などをテーマに人権問題研修を実施しました。

### (3) 各種調査の実施

- ・ 令和元年度には、大阪市内在住の 18 歳以上の外国人 4000 人を対象に、大阪府と共同で「大阪市外国人住民アンケート調査」を実施しました。(再掲)

### (4) 関係機関・団体等との連携・協力

- ・ 在阪総領事館等の外国機関関係者などに、大阪市が取り組む施策や大阪に関する最新の情報を提供し、海外での大阪の PR の担い手となっていただくとともに、外国人が安心して生活できるよう、国内施策についても在阪総領事館等と連携し、速やかな情報提供・情報共有に努めています。

### (5) ボランティアの育成・支援

- ・ 市民一人ひとりの国際感覚の醸成とホスピタリティの向上を図るため、ボランティアバンクの充実とボランティアの活用を行ってきており、また、ボランティアとして活動をするうえで必要不可欠な情報については研修のほか、ボランティアのニーズを勘案したスキルの向上も行っています。
- ・ 地域社会における国際化に応じた相互理解、相互交流の意識醸成が、多文化共生社会の実現のために重要性を理解するための「地域の国際化人材養成講座」を実施しました。